

受験資格の改正及び経過措置について

平成27年2月12日付け老発第0212第2号厚生労働省老健局長通知『「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について』に基づき、受験資格要件と実務従事期間の算定方法が大きく改正となるとともに、受験資格に応じた試験の解答免除も廃止となりました。

| | 受験資格 | 解答免除 |
|----------|--|------------------------|
| 平成26年度まで | <ul style="list-style-type: none"> ・試験日前日までに法定資格または公的資格を取得すれば、資格取得以前の実務経験も実務経験期間として算定が可能。 ・無資格でも、所定の実務経験があれば、受験可能。 | 国家資格に基づき解答免除あり |
| 平成27年度 | 改 正 | |
| | 経過措置期間として、平成26年度までの受験資格が適用。(平成29年度まで) | 解答免除の廃止 試験時間 一律120分 |
| 平成28年度 | ↓ | |
| 平成29年度 | | ↓ |
| 平成30年度 | 保健・医療・福祉に係る法定資格の保有者のみ受験要件を満たすこととなり、保有資格の登録日や免許証交付日から、実務経験期間として算定可能。(一部の相談援助業務従事者を除く。) | ↓ |

平成29年度までは、経過措置として平成26年度の受験資格が適用されます。

例 1) 介護職員初任者研修(ヘルパー2級養成研修)を修了して、特別養護老人ホームで3年間介護職として勤務した後、介護福祉士を取得。その後も同施設で2年間介護職として勤務し、5年かつ900日を満たしている方。

⇒平成29年度までは経過措置として受験可能。平成30年度以降は、介護福祉士の登録日から起算し、5年かつ900日の勤務実績を積んだ後、受験可能。

例 2) 社会福祉主事資格を持ち、障害者支援施設の生活支援員として勤務し、5年かつ900日を満たしている方。

⇒平成29年度までは経過措置として受験可能。平成30年度以降は受験資格なし。